

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月11日

大和市長 大木 哲

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱

大和市妊婦健康診査助成要綱（平成21年大和市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「妊婦」の次に「（以下「対象妊婦」という。）」を加える。

第4条中「妊婦」を「対象妊婦」に改め、「（14回を限度とする。）」を削る。

第5条中「妊婦に」を削り、「妊婦健康診査費用補助券」の次に「（以下「補助券」という。）」を加える。

第6条第1項を次のように改める。

市長は、対象妊婦から母子保健法第15条の規定により妊娠の届出があったときは、当該対象妊婦に対し、普通券12枚（多胎妊娠の場合は15枚）及び医療機関専用券2枚の補助券を交付するものとする。

第6条第2項中「神奈川県産科婦人科医会」を「対象妊婦が神奈川県産科婦人科医会」に、「よる」を「より助成を行う」に改め、同項第1号中「妊婦」を「対象妊婦」に改め、「ものとする」を削り、同項第2号及び第3号中「ものとする」を削り、同条第3項中「妊婦」を「対象妊婦」に、「よる」を「より助成を行う」に改め、同項第1号及び第2号並びに同条第4項前段中「ものとする」を削る。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。